

# 行政文書開示請求書

平成 27年6月4日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

添田孝史

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

〒 [Redacted]

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

## 1. 請求する行政文書の名称等

安全情報検討会の以下の会合に関わり提出、または報告、検討、保有されている溢水問題(内部、外部両方とも)に関連した資料一式。第33回、35回、37回、38回、42回、43回、46回、47回、50回、52回。議事録と進捗状況管理一覧表を除く。

別紙1のとおり

## 2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)


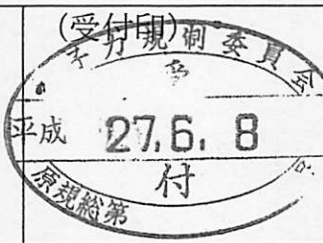
ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 印紙を貼ってください。	
---------------------	---	---

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	平成27年7月2日、請求する行政文書の名称等について、請求者と調整のうえ、補正。 ※補正期間：平成27年6月30日から平成27年7月2日まで

## 開示する行政文書の名称 (案)

第 37 回安全情報検討会 (平成 17 年 9 月 28 日開催)	① キウオーニ発電所の問題とインターナル・フラッディング (検討番号 05-09-01)
第 38 回安全情報検討会 (平成 17 年 10 月 12 日開催)	① 進捗状況管理表 番号 8 ② 進捗状況管理表 番号 10 ③ キウオーニ発電所の問題とインターナル・フラッディング (検討番号 05-10-01)
第 42 回安全情報検討会 (平成 17 年 12 月 21 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10
第 43 回安全情報検討会 (平成 18 年 1 月 18 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会の立上げについて— 2006 年 1 月 18 日 ④ 内部溢水問題に係る調査 (BWR 例で説明) 電力と調整中 (詳細検討中)
第 46 回安全情報検討会 (平成 18 年 3 月 1 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会について— 改訂 2006 年 2 月 28 日 ④ 想定外津波に対する機器影響評価の計画について (案) H18. 2. 21 Rev. 2 ⑤ 内部溢水問題に係る調査 (BWR 例で説明) 電力殿との調整用 2006 年 1 月 30 日
第 47 回安全情報検討会 (平成 18 年 3 月 15 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 日本における内部溢水事象の調査 (Nucia, <a href="http://www.nucia.jp/">http://www.nucia.jp/</a> 等より) ④ 海外の内部溢水事象の調査 (INES, IRS, ASN 等より)
第 50 回安全情報検討会 (平成 18 年 5 月 17 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10
第 52 回安全情報検討会 (平成 18 年 7 月 12 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会について— 改訂 2006 年 7 月 10 日 ④ BWR 内部溢水問題に関する評価手法の概要 ⑤ PWR 内部溢水問題に関する評価手法の概要

原規規発第 1507076 号  
平成 27 年 7 月 7 日

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊



平成 27 年 6 月 8 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

1. 開示請求のあった行政文書の名称等  
別紙 1 のとおり
2. 延長後の期限  
平成 27 年 8 月 7 日（金）
3. 延長の理由  
業務の繁忙等により、通常の間内に開示決定等を行うことができないため。
4. 担当課室等  
担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課  
電話番号：03-5114-2109



東京大学法学部  
法律学系

(要旨) 民法上の契約の成立と消滅



東京大学法学部  
法律学系

本論文は、民法上の契約の成立と消滅に関する問題を、契約の成立要件と消滅要件の観点から検討する。契約の成立要件として、合意と原因の存在を挙げ、消滅要件として、履行、解除、破産などを挙げる。また、契約の成立と消滅の法的効果についても論ずる。

契約の成立要件としての合意と原因

(1) 合意

(2) 原因

(3) 履行

(4) 解除

契約の消滅要件としての履行、解除、破産

(5) 履行

契約の成立と消滅の法的効果

(6) 成立

(7) 消滅

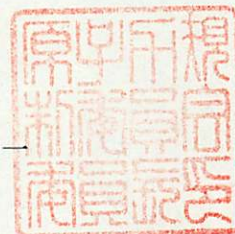
## 開示する行政文書の名称

第 37 回安全情報検討会 (平成 17 年 9 月 28 日開催)	① キウオーニ発電所の問題とインターナル・フラッディング (検討番号 05-09-01)
第 38 回安全情報検討会 (平成 17 年 10 月 12 日開催)	① 進捗状況管理表 番号 8 ② 進捗状況管理表 番号 10 ③ キウオーニ発電所の問題とインターナル・フラッディング (検討番号 05-10-01)
第 42 回安全情報検討会 (平成 17 年 12 月 21 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10
第 43 回安全情報検討会 (平成 18 年 1 月 18 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会の立上げについて— 2006 年 1 月 18 日 ④ 内部溢水問題に係る調査 (BWR 例で説明) 電力と調整中 (詳細検討中)
第 46 回安全情報検討会 (平成 18 年 3 月 1 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会について— 改訂 2006 年 2 月 28 日 ④ 想定外津波に対する機器影響評価の計画について (案) H18. 2. 21 Rev. 2 ⑤ 内部溢水問題に係る調査 (BWR 例で説明) 電力殿との調整用 2006 年 1 月 30 日
第 47 回安全情報検討会 (平成 18 年 3 月 15 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 日本における内部溢水事象の調査 (Nucia, <a href="http://www.nucia.jp/">http://www.nucia.jp/</a> 等より) ④ 海外の内部溢水事象の調査 (INES, IRS, ASN 等より)
第 50 回安全情報検討会 (平成 18 年 5 月 17 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10
第 52 回安全情報検討会 (平成 18 年 7 月 12 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会について— 改訂 2006 年 7 月 10 日 ④ BWR 内部溢水問題に関する評価手法の概要 ⑤ PWR 内部溢水問題に関する評価手法の概要

## 行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成 27 年 6 月 8 日付けで、別添 1 (写し) のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

1. 開示する行政文書の名称  
別紙 1 のとおり

2. 不開示とした部分とその理由

上記 1. の行政文書のうち、第 47 回安全情報検討会 (平成 18 年 3 月 15 日開催) ④に記載されている事象報告システム (IRS) に係る記述のうち、不開示とした部分については、経済協力開発機構原子力機関 (OECD/NEA) 及び国際原子力機関 (IAEA) との取決めにより、公開することができない情報であるため、これを公にすることにより、国際機関との信頼関係を損なうおそれがあり、法第 5 条第 3 号に該当するため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。)

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) 行うことができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、この決定について異議申立て (適法なものに限る。) を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内 (ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として 1 年以内) に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙 2 「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成 27 年 8 月 10 日 (月) から 9 月 9 日 (水) (土・日曜日及び祝日を除く。)

9 : 30 から 17 : 00 まで (12 : 00 から 13 : 00 を除く。)



## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙2 1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.（2）「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### （1）手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

#### （2）手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### （3）手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

### 3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

### 4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。



## 開示する行政文書の名称

第 37 回安全情報検討会 (平成 17 年 9 月 28 日開催)	① キウオーニ発電所の問題とインターナル・フラッディング (検討番号 05-09-01)
第 38 回安全情報検討会 (平成 17 年 10 月 12 日開催)	① 進捗状況管理表 番号 8 ② 進捗状況管理表 番号 10 ③ キウオーニ発電所の問題とインターナル・フラッディング (検討番号 05-10-01)
第 42 回安全情報検討会 (平成 17 年 12 月 21 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10
第 43 回安全情報検討会 (平成 18 年 1 月 18 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会の立上げについて— 2006 年 1 月 18 日 ④ 内部溢水問題に係る調査 (BWR 例で説明) 電力と調整中 (詳細検討中)
第 46 回安全情報検討会 (平成 18 年 3 月 1 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会について— 改訂 2006 年 2 月 28 日 ④ 想定外津波に対する機器影響評価の計画について (案) H18. 2. 21 Rev. 2 ⑤ 内部溢水問題に係る調査 (BWR 例で説明) 電力殿との調整用 2006 年 1 月 30 日
第 47 回安全情報検討会 (平成 18 年 3 月 15 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 日本における内部溢水事象の調査 (Nucia, <a href="http://www.nucia.jp/">http://www.nucia.jp/</a> 等より) ④ 海外の内部溢水事象の調査 (INES, IRS, ASN 等より)
第 50 回安全情報検討会 (平成 18 年 5 月 17 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10
第 52 回安全情報検討会 (平成 18 年 7 月 12 日開催)	① 進捗状況管理表 No. 8 ② 進捗状況管理表 No. 10 ③ 内部溢水、外部溢水の対応状況、一勉強会について— 改訂 2006 年 7 月 10 日 ④ BWR 内部溢水問題に関する評価手法の概要 ⑤ PWR 内部溢水問題に関する評価手法の概要

(別紙2)

1. 開示の実施の方法等について

\* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	100円	無料円
閲覧(①) <input type="text" value="29"/> 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	290円	無料円
<input type="text" value="0"/> 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	430円	130円
<input type="text" value="14"/> 枚	④スキャナにより電子化しFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	340円	40円
*複写 (②~⑥) FD 1枚	⑤スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	390円	90円
CD-R 1枚	⑥スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	410円	110円
DVD-R 1枚 (として概算。) (注2)				

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料(見込額)(※該当する□にレ点に記載してあります。)

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物 <input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	250円
FDの送付	通常郵便物 定型外	120円
CD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円